

審 第 2 0 7 8 号

答 申 第 5 3 6 号

令 和 2 年 1 月 2 0 日

千葉県公安委員会委員長

岩沼 静枝 様

千葉県情報公開審査会

委員長 庄司 久雄

審査請求に対する裁決について（答申）

平成30年5月9日付け公委（公一）発第1号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第913号

平成30年3月9日付けで審査請求人から提起された、平成29年12月22日付け公一発第303号で行った行政文書部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、平成29年12月22日付け公一発第303号で行った行政文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）で不開示とした情報のうち、別表2の開示すべき情報欄に記載した各情報は、開示すべきである。

実施機関のその余の決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 行政文書開示請求

審査請求人は、平成29年10月27日付けで千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 請求内容

「2016年7月以降の千葉県警察の沖縄県への派遣について以下の情報公開を求めます。2017年3月末日までとする。

1. 派遣人員数（1期間の派遣人数及び延べ人数）、派遣車両数
2. 滞在期間
3. 派遣に際して警察庁や沖縄県公安委員会、沖縄県警察本部から受け取った文書及び回答があるものについては回答の文書
4. 派遣に至った協議経緯の記録
5. 派遣目的と法的な根拠、現地での具体的な行動（道路の封鎖及び住民の強制排除）についての法的な根拠
6. 派遣に係る責任部署、現地の指揮者名、派遣された千葉県警察の指揮者名
7. 派遣時から完了時までの現地での千葉県警察の行動記録
8. 千葉県知事や千葉県議会への報告や協議に関する文書

9. 今回の派遣要請を断ることが可能であったかどうかの判断について確認できる文書

10. 派遣に係る報告書、旅行命令簿

11. 派遣を総括した文書

12. 派遣に係る公安委員会の議事録及び説明資料

13. 派遣に係る千葉県民への説明と説明資料及び今後の説明予定

14. 派遣に係る千葉県警察への抗議及び意見について件数と内容

3 特定した対象文書

実施機関は、本件請求に係る対象文書として、以下の文書を特定した。

- (1) 沖縄県警察への特別派遣について（通知）（平成28年7月21日付け警察庁丁公発第102号）（以下「本件対象文書1」という。）
- (2) 沖縄県警察への特別派遣について（通知）（平成28年10月13日付け警察庁丁公発第133号）（以下「本件対象文書2」という。）
- (3) 警察職員の援助要求について（平成28年7月21日付け沖公委（備一）第3号）（以下「本件対象文書3」という。）
- (4) 警察職員の援助要求について（平成28年10月13日付け沖公委（備一）第13号）（以下「本件対象文書4」という。）
- (5) 警察職員の援助要求に対する同意について（平成28年7月27日付け千公委（公一）発第6号）（以下「本件対象文書5」という。）
- (6) 警察職員の援助要求に対する同意について（平成28年10月19日付け千公委（公一）発第8号）（以下「本件対象文書6」という。）
- (7) 電話受理用紙（公安委員会決裁用）（平成28年7月13日付け）（以下「本件対象文書7」という。）
- (8) 起案用紙（公安委員会決裁用）（平成28年10月13日付け起案）（以下「本件対象文書8」という。）
- (9) 受理票について（平成29年2月28日付け）（以下「本件対象文書9」という。）
- (10) 意見・要望等受理票（平成29年2月28日付け受理番号0473号）（以下「本件対象文書10」といい、本件対象文書1から同9と併せて以下「本件各対象文書」という。）

4 実施機関による決定

実施機関は、本件請求に対し、本件決定を行った。

5 審査請求

審査請求人は、本件決定を不服として、平成30年3月9日付けで審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件決定を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

(1) 審査請求人は、平成29年10月27日付けで本件請求をしたが、実施機関は、①「派遣期間及び派遣部隊」の一部並びに②「援助を必要とする期間及び人員」(2カ所)並びに③「派遣期間」、「派遣人数」、「任務」、「その他」及び「注意事項」の一部の部分について、公にすることにより、部隊の体制・規模や事件・事故等への対応能力等が明らかとなり、体制の間隙について犯罪を企図する者による警察組織への攻撃活動や犯罪行為等を誘発させるなど、犯罪の予防等の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある等の理由により不開示とした。

(2) しかし、本件各対象文書の上記①ないし③に記載された内容のうち、少なくとも派遣に係る期間や人員については、過去の派遣について、どの程度の人員がどの程度の期間派遣されていたかが客観的に記載されているにとどまり、派遣されている間の警備活動における各職員の役割、警備の方法、指揮命令の内容、その他警備活動に関する具体的な内容については何ら記載されているものではない。

したがって、本件各対象文書が開示されたとしても、過去の派遣についての期間や人員が抽象的に明らかとなるにとどまり、それにより具体的な警察の対処能力が明らかになるとは到底言えない。

(3) また、本件各対象文書の上記①ないし③は、あくまで過去の派遣に係る期間や人員が記載されているにすぎない。

本件各対象文書の上記①ないし③の記載に係る警察職員の援助要求、ないし同要求に基づく沖縄県警察への特別派遣については、現在は既に派遣を終了しているか

ら、過去の派遣に係る用務先や旅行期間が記載された本件各対象文書を開示したからといって、何ら警備警察活動に支障を及ぼすものではない。

(4) そもそも、何らの根拠なく、「不法行為を敢行しようとする勢力」を想定することはもちろん、審査請求人がそのような勢力と通じることを前提とすること自体が極めて不合理である。

(5) したがって、千葉県公安委員会としては、実施機関がした本件決定を速やかに取り消すべきである。

3 反論書の要旨

実施機関の不合理な弁明に対する反論

この点について、実施機関は、不開示となっている該当箇所を開示した場合、沖縄県派遣に伴う警備体制、警察の対応能力が明らかとなり、たとえ今回の特別派遣が終了しているとしても、それが、将来同様の警備事象があった場合等における警備体制、警察の対応能力を類推する基礎的資料になり、犯罪を企図する者による警察組織への攻撃活動や犯罪行為等を誘発させることにつながる旨弁明する。

しかし、本件沖縄県派遣は、沖縄米軍基地建設反対等の抗議活動に伴う混乱等を防止するための警備要員として要請されたものであって、犯罪を企図する者による警察組織への攻撃や犯罪行為等を防ぐために要請されたものではない。そもそも基地建設反対等の抗議活動の中で、逮捕された者（抗議活動を行う者のうち、たまたまそのような事態に巻き込まれてしまった、ほんの一部の者にすぎない）の嫌疑は、道路交通法（昭和35年法律第105号）違反や公務執行妨害等の罪が多いとされているが、それらは、抗議活動をする中で突発的に生じた事象にすぎず、積極的に警察組織への攻撃や犯罪行為を企図する者など存在しない。基地建設反対を願う沖縄の多くの民意を無視して、工事を強行しようとすることに根本的な問題点があるにもかかわらず、それに抗議する市民を、まるで犯罪者の予備軍であるかのように指摘する実施機関の言い分は、決して許されるものではない。

犯罪を企図する者による警察組織への攻撃や犯罪行為などという、極めて抽象的な危険性を挙げ、情報を公開しない実施機関の姿勢は、情報公開請求が、国民の知る権利という日本国憲法（昭和21年憲法）上の権利に基づく重要な権利であって、行政の民主的統制をないがしろにするものである。

第4 実施機関の弁明要旨

弁明の内容

1 他都道府県警察への派遣とは（定義）

警察法（昭和29年法律第162号）第36条第2項、第64条では、都道府県警察は当該都道府県の区域において、同法第2条に定められている犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締り等の警察の責務に任ずるものであり、都道府県警察の警察官が職権を行う管轄区域も当該都道府県の区域であることが定められている。

しかし、警察活動の対象となる事案の性質・規模などによっては、一つの都道府県警察の能力だけでは処理し難いような事態の発生もあることから、同法第59条、第60条第1項、同条第3項で都道府県警察は相互に協力する義務を負い、都道府県公安委員会は警察庁又は他の都道府県警察に対して援助の要求をすることができるとし、援助の要求により派遣された警察庁又は都道府県警察の警察官は、援助の要求をした都道府県公安委員会の管理する都道府県警察の管轄区域内において、当該都道府県公安委員会の管理の下に、職権を行うことができると定められており、当該規定に基づき警察官等の派遣が行われる。また同法第60条による援助の要求に基づく他都道府県警察への派遣については、いかなる場合にその必要を認め、いかなる内容の援助を要求するかについては明確な規定はなく、都道府県公安委員会の自由裁量に属するものと解されている。

2 千葉県警察から沖縄県警察への警察官の派遣について

千葉県警察から沖縄県警察に警察官を派遣する場合、派遣先である沖縄県公安委員会から千葉県公安委員会に対し、警察法第60条に基づく援助の要求がなされ、千葉県公安委員会において、県内の治安情勢等を踏まえ、総合的に判断して派遣の適否、援助の要求の受け入れが決定される。

派遣された千葉県警察の警察官は、同法第60条第3項の規定により、援助の要求をした沖縄県公安委員会の管理する沖縄県警察の管轄区域内において、沖縄県警察本部長の指揮監督の下で警察官として職権を行うこととなる。

3 条例第8条第4号の該当性

条例は、県民の行政文書の開示を請求する権利を保障する一方で、第8条第4号で、

「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を不開示情報と規定している。

- (1) 本件決定のうち、同号に該当することにより不開示とした「1 派遣期間及び派遣人員」欄の一部（本件対象文書1及び同2）並びに「2 援助を必要とする期間及び人員」欄の一部（本件対象文書3）並びに「2 援助を必要とする期間及び人員」欄の一部（本件対象文書4）並びに「件名」の一部並びに別紙の「1 派遣期間」、「2 派遣人数」、「3 任務」、「4 その他」及び「5 注意事項」の一部（本件対象文書7）について検討するに、不開示となっている該当箇所を開示した場合、派遣期間から沖縄県派遣に伴う警備（以下「本件警備」という。）の期間を、派遣部隊の人員から本件警備に従事する警察職員の数と警備体制を、任務、注意事項等から本件警備の活動内容等をそれぞれ推測することが可能となる。

よって、不開示となっている該当箇所を開示することにより、本件警備に伴う警備体制、警察の対応能力等が明らかとなり、本件警備における援助の要求に対する特別派遣は終了しているものの、将来、同様の警備事象があった場合等において、過去の実例等としてこれを研究、分析することで、警備体制、警察の対応能力等を類推する基礎的資料と十分になり得るなど、犯罪を企図する者による警察組織への攻撃活動や犯罪行為等を誘発させるなど、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報に該当することは明らかである。

- (2) また、「連絡先」の氏名（本件対象文書1及び同2）は、本件警備における警察庁の担当者であることから、公にすることにより、当該職員又は家族に危害が加えられるおそれがあるなど、公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあり、条例第8条第4号に該当する。

4 条例第8条第2号の該当性

条例第8条第2号本文は、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」又は「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」について、一定の除外事由がある場合を除き、原則として不開示とすることを規定している。

一定の除外事由として、同号ただし書で以下のとおり規定している。

イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ～ニ 略

また、「警察職員であって規則で定めるものの氏名」について、千葉県情報公開条例第8条第2号ハの警察職員を定める規則（平成17年千葉県規則第66号。以下「規則」という。）では第1号「警部補以下の階級にある警察官」、第2号「前号の階級に相当する職にある警察官以外の職員」と定め、その氏名を開示しないことを規定している。

- (1) 「連絡先」の氏名は、警察庁の警部の階級にある警察官の氏名である。国家公安委員会・警察庁における情報公開法審査基準では、警察庁における「氏名を慣行として公にしている」職員の範囲は、警視又は同相当職（専門官）以上の職員であるとしており、警察庁の警部の階級にある警察官の氏名は条例第8条第2号ただし書イに該当しない。よって、当該情報は慣行として公にしていない特定個人の情報であり、氏名を公にすることにより、個人の権利利益を害することとなる条例第8条第2号の個人情報に該当する。
- (2) 「照会先」の担当者氏名（本件対象文書3）並びに電話受理用紙（公安委員会決裁用）文書中の一部（本件対象文書7）並びに決裁欄の係長以下の印影及び本件照会先担当者氏名（本件対象文書9）並びに決裁欄の係長の印影及び受理者の氏名（本件対象文書10）は、警部補以下の階級にある警察官の氏名であり、規則で定める警察職員の氏名に該当する。
- (3) 申出人欄の住所、氏名、職業、性別、年齢及び電話（本件対象文書10）は、申出人に関する情報で、特定の個人を識別することができる情報及び他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものであり、条例第8条第2号に該当する。
- (4) 回答要否欄の一部及び申出内容（要旨）欄（本件対象文書10）は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあり、条例第8条第2号に該当する。

5 条例第8条第6号の該当性

条例第8条第6号は、「県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、同号イからホに掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報と規定している。

「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については、同号イからホに掲げた事務又は事業のほかにも、同種のもので反復されるような事務又は事業であつて、開示することにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの等、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があり得るものであると解される。

- (1) 本件決定のうち、同号に該当するとして不開示とした本件各対象文書中の警電番号について検討するに、警察電話を用いて他所属又は他係の担当者等と警察業務に関して連絡調整を図ることは、「同種のもので反復されるような事務」に該当する。警察電話の内線番号は一般に公表されておらず、公にすることにより、当該内線電話の開設目的とは異なる架電を誘発するなど、警察通信の正常かつ能率的な運営及び業務の円滑な遂行に支障を来すおそれがあることは明らかであり、条例第8条第6号に該当する。
- (2) さらに、回答要否欄の一部及び申出内容（要旨）欄並びに処理伺い欄、指示内容欄及び送付欄（本件対象文書10）について検討するに、当該部分は個人の意見・要望等に関する情報が記載されており、これを公にすれば、個人と警察の信頼関係を損ねるだけでなく、意見・要望の申出が消極化することとなるなど、広聴業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは明らかであり、条例第8条第6号に該当する。

6 審査請求人の主張について

審査請求人は、上記第3の2（2）のとおり主張する。

しかしながら、派遣期間及び派遣部隊の人員が明らかになることで、本件警備の期間及び本件警備に従事する警察職員の数と警備体制を推測することが可能となるばかりでなく、将来、同様の警備事象があった場合等において、過去の実例等としてこれ

を研究、分析することで、警備体制、警察の対応能力等を類推する基礎的資料と十分になり得、犯罪を企図する者による警察組織への攻撃活動や犯罪行為等を誘発させるおそれがあることは明らかである。

また、審査請求人は、上記第3の2(4)のとおり主張するが、本件決定に係る通知書に記載のある「体制の間隙について犯罪を企図する者」は特定の個人を指しているものではない。

第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張及び実施機関の弁明並びに本件各対象文書を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 本件各対象文書について

本件各対象文書は、上記第2の3で記載した各文書で構成されており、その内容は以下のとおりである。

(1) 本件対象文書1及び同2

警察庁から実施機関に対し、本件警備における派遣期間及び派遣人数を通知した文書

(2) 本件対象文書3及び同4

沖縄県公安委員会から千葉県公安委員会に対し、警察法第60条第1項の規定による警察職員の援助要求をした文書

(3) 本件対象文書5及び同6

千葉県公安委員会から沖縄県公安委員会に対し、当該援助要求に対して同意する旨を通知した文書

(4) 本件対象文書7及び同8

沖縄県公安委員会からの当該援助要求に対して、千葉県公安委員会が同意することについて決裁した文書

(5) 本件対象文書9及び同10

一般の方からの本件警備における派遣についての意見・要望を記録した文書及び当該文書を関係課に送付した際の鑑文書

2 本件決定について

実施機関は、本件各対象文書中、別表1の不開示部分欄に記載した各情報を条例第8条第2号、第4号又は第6号に該当するとして不開示とする本件決定を行っており、審査請求人は、本件決定を取り消すとの裁決を求めると主張しているため、不開示情報ごとに本件決定の妥当性について、以下検討する。

(1) 本件対象文書1から同6

ア 派遣期間及び派遣人員について

本件対象文書1から同4には、別表1のとおり、本件警備における派遣期間及び派遣人員が記載されており、実施機関は、上記情報を条例第8条第4号に該当するとして不開示としているが、この妥当性については、後掲の(2)ウで併せて検討する。

イ 警察官の氏名について

(ア) 階級が警部の警察官の氏名について

本件対象文書1及び同2には、別表1のとおり、連絡先として警察庁の階級が警部の警察官の氏名が記載されており、実施機関は、上記情報を条例第8条第2号及び第4号に該当するとして不開示としている。

a 条例第8条第2号該当性について

上記情報は、当該警察官の個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものと認められ、条例第8条第2号本文前段に該当するが、上記情報は、本件警備に伴う警察職員の派遣に関する連絡先として記載されていることから、条例第8条第2号ただし書ハに定める公務員の職務の遂行に関する情報であると認められる。

そして、当該警察官は規則第1号に該当しないことから、上記情報は、条例第8条第2号ただし書ハに該当する。

b 同条第4号該当性について

条例第8条第4号は、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」と規定している。

これは、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧、捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報については、その性質上、開示・不開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから、同号該当性については、実施機関の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つものとして許容される限度内のものであるか否かについて審理・判断すべきものと解される。

これを本件についてみると、実施機関は、上記情報を公にすると、当該警察官又はその家族の身体等に危害が加えられるおそれがあるなど、公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがある旨主張する。

当該警察官は、本件警備に伴う警察職員の派遣に関する警察庁の担当者であり、当該派遣について、各関係警察機関との連絡・調整をする立場にあつた者と解されることから、本件警備の妨害等を計画する者が、その目的のために当該警察官等に危害を加えようとする事態も否定できない。

しかしながら、本件決定時においては既に当該派遣は終了していたことを踏まえると、当該派遣終了後もそのような事態が発生するとは通常考えられない。また、将来同様の警備事象があつたとしても当該警察官が再び担当するとは限らず、これを公にしても将来の警備に支障が生じるとは言えないから、本件決定における実施機関の上記判断は、合理性があるものとは認められない。

そうすると、上記情報を公にすると、当該警察官又はその家族の身体等に危害が加えられるおそれがあるなど、公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあると実施機関が判断することにつき相当の理由があるとは認められない。

したがって、上記情報は、条例第8条第4号には該当しない。

以上のことから、上記情報は、条例第8条第2号ただし書ハに該当し、同条第4号には該当しないことから、開示すべきである。

(イ) 階級が警部補の警察官の氏名について

本件対象文書3には、別表1のとおり、照会先として沖縄県警察本部の階級が警部補の警察官の氏名が記載されており、実施機関は、上記情報を条例第8

条第2号に該当するとして不開示としている。

上記情報は、当該警察官の個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものと認められ、条例第8条第2号本文前段に該当するが、上記情報は、当該援助要求における照会先として記載されていることから、条例第8条第2号ただし書ハに定める公務員の職務の遂行に関する情報であると認められる。

しかしながら、当該警察官は、警部補以下の警察官であることから、上記情報は、同号ただし書ハ及び規則第1号により不開示とすることが妥当である。

ウ 警電番号について

本件対象文書1から同6には、別表1のとおり、警電番号が記載されており、実施機関は、上記情報を条例第8条第6号に該当するとして不開示としている。

上記情報は、各警察機関で使用されている内線番号であり、一般に内線番号は、その組織間で連絡を効率的に取り合うために利用されるものであることから、これを公にすると、いたずらや偽計等に使用されることも否定できず業務に支障が生じるなど、当該警察機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、上記情報は、条例第8条第6号柱書に該当し、不開示とすることが妥当である。

(2) 本件対象文書7から同9

ア 警電番号について

本件対象文書7から同9には、別表1のとおり、警電番号が記載されており、実施機関は、上記情報を条例第8条第6号に該当するとして不開示としている。

上記情報は、上記(1)ウで検討したとおり、条例第8条第6号柱書に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 確認者又は担当者として記載されている警察官の氏名について

本件対象文書7及び同9には、別表1のとおり、確認者又は担当者として警察官の氏名が記載されており、実施機関は、上記情報を条例第8条第2号に該当するとして不開示としている。

当該警察官は、警部補以下の者であることから、上記情報は、上記(1)イ(イ)

で検討したとおり、同号ただし書ハ及び規則第1号により不開示とすることが妥当である。

ウ 件名の一部、別紙中で不開示とした情報について

本件対象文書7には、別表1のとおり、電話受理用紙中の「件名」の一部並びに別紙の「1 派遣期間」、「2 派遣人数」、「3 任務」、「4 その他」及び「5 注意事項」という項目中に記載された情報の一部について、実施機関は、上記情報を条例第8条第4号に該当するとして不開示としている。

実施機関は、上記情報を公にした場合、派遣期間から本件警備の期間を、派遣部隊の人員から、本件警備に従事する警察職員の数及び警備体制を、任務、注意事項等から本件警備の活動内容等をそれぞれ推測することが可能となり、将来、同様の警備事象があった場合等において、過去の実例等としてこれを研究、分析することで、警備体制、警察の対応能力等を類推する基礎的資料に十分なり得るなど、犯罪を企図する者による警察組織への攻撃活動や犯罪行為等を誘発させるなど、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある旨主張する。

この点、当審査会が本件対象文書7を見分したところ、「1 派遣期間」、「2 派遣人数」、「3 任務」には、本件警備における派遣期間、派遣人数及び任務内容が、「件名」の一部及び「4 その他」には、派遣された警察官の勤務形態、服装及び派遣された部隊名がそれぞれ記載されていることが認められたことから、これを公にすると、本件警備で職員を派遣した各都道府県警察が作成又は取得した文書等と照らし合わせるなどして、本件警備における警備期間、警備に従事する警察職員の数、警備体制、活動内容等を推測することが可能となるものと言える。

さらに、本件警備体制等を研究、分析することで、将来、同様の警備事象があった場合に、警備体制、警察の対応能力等を類推することができ、犯罪を企図する者による警察組織への攻撃活動や犯罪行為等を誘発させるなど、今後の警備活動に支障を及ぼすおそれがあるとの実施機関の説明は、本件が警備活動という高度に専門性を有する業務に係る事案であり、過去の警備に従事した警察職員の数や警備体制等から将来の同種の警備に係る警備体制等を予測できる可能性があることからすると、その判断が合理性を持つものとして許容される限度を超えた

ものとまでは言えない。

そうすると、上記情報を公にすると、本件警備における警備期間、警備に従事する警察職員の数、警備体制、活動内容等をそれぞれ推測することが可能となり、今後の警備活動に支障を及ぼすなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が判断することにつき相当の理由があると認められる。

一方、「5 注意事項」には、本件警備における指示内容が記載されていることが認められるが、当該指示内容については、本件警備体制等に直接関連するものではなく、ごく一般的な指示内容にとどまり、これを公にしても今後の警備活動に支障を及ぼすとは到底考えられないから、この部分については、実施機関の判断に相当の理由があるとは認められない。

したがって、上記情報のうち、「5 注意事項」以外の部分については、条例第8条第4号に該当し、不開示とすることが妥当であるが、「5 注意事項」の部分については、同号に該当せず、開示すべきである。

また、本件対象文書1から同4に記載の派遣期間及び派遣人員についても、上記と同様であり、条例第8条第4号に該当し、不開示とすることが妥当である。

エ 決裁欄中の係長以下の警察官の印影について

本件対象文書9には、別表1のとおり、決裁欄中の係長以下の警察官の印影が記載されており、実施機関は、上記情報を条例第8条第2号に該当するとして不開示としている。

上記情報には、警察官の姓が記録されており、当該警察官の個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものと認められ、条例第8条第2号本文前段に該当するが、上記情報は、決裁欄中に記載されていることから、条例第8条第2号ただし書ハに定める公務員の職務の遂行に関する情報であると認められる。

しかしながら、当該警察官は、警部補以下の警察官であることから、上記情報は、同号ただし書ハ及び規則第1号により不開示とすることが妥当である。

(3) 本件対象文書10

ア 申出人欄に記載された情報について

本件対象文書10には、別表1のとおり、申出人欄に実施機関に意見・要望を申し出た者（以下「申出人」という。）の住所、氏名、職業、性別、年齢及び電話番号の各情報を記載する部分があり、実施機関は、これら各情報記載の部分を条例第8条第2号に該当するとして不開示としている。

当審査会が本件対象文書10を見分したところ、上記各情報記載の部分には、申出人の氏名、性別及び電話番号が記載されていることが認められたが、住所、職業及び年齢は記載されていなかった。

そうすると、氏名、性別及び電話番号については、申出人の個人に関する情報であり、特定の個人を識別できるものと認められる。

また、上記情報が、同号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかである。

したがって、実施機関が不開示とした部分のうち、氏名、性別及び電話番号が記載された部分は、条例第8条第2号本文前段に該当し、同号のただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

しかしながら、それ以外の部分については、何らの記載も認められないことから、同号には該当せず、開示すべきである。

イ 受理者として記載されている警察官の氏名及び決裁欄中の係長の警察官の印影について

本件対象文書10には、別表1のとおり、受理者として警察官の氏名及び決裁欄中の係長の警察官の印影が記載されており、実施機関は、上記情報を条例第8条第2号に該当するとして不開示としている。

当該警察官は、警部補以下の警察官であることから、上記情報は、上記（1）イ（イ）又は上記（2）エで検討したとおり、同号ただし書ハ及び規則第1号により不開示とすることが妥当である。

ウ 回答要否欄中の申出人の回答希望の有無及び申出内容（要旨）欄中の申出人の意見・要望について

本件対象文書10には、別表1のとおり、回答要否欄中に申出人の回答希望の有無が、申出内容（要旨）欄に申出人の意見・要望が記載されており、実施機関は、上記情報を条例第8条第2号及び第6号に該当するとして不開示としている。

（ア）当審査会が本件対象文書10を見分したところ、上記情報のうち、申出内容

(要旨) 欄には、申出人の意見・要望が具体的に記載されていることが認められた。

実施機関の職務の性質上、実施機関に対する意見・要望は、自己の犯罪被害に関することや警察活動に対する個人の意見といった、それ自体が申出人個人の人格と密接に関わる機微な内容等も含まれることからすると、申出人が、自身の意見・要望が公開されることを前提にして意見等を述べているとは認め難く、寄せられた意見・要望が公にされれば、今後意見・要望を申し出ることをちゅうちょする者も現れることが想定される。

そうすると、本来、行政に対する県民等の意見・要望を収集し、県民等の声を政策に反映することなどを目的とする広聴業務において、申出人の意見・要望の数が減少するなどし、その業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

(イ) 一方、回答要否欄中の申出人の回答希望の有無については、これを公にしても、単に申出人が自身の意見・要望について、文書又は口頭での回答を求めたか否かが明らかになるのみであるから、上記ウ(ア)のように業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

また、申出人の個人に関する情報ではあるものの、特定の個人を識別することができるものとは認められず、公にすることにより、個人の権利利益を害すおそれがあるとも認められない。

したがって、申出内容(要旨)欄の申出人の意見・要望は、条例第8条第6号柱書に該当し、同条第2号該当性について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であるが、回答要否欄中の申出人の回答希望の有無は、条例第8条第6号及び第2号には該当せず、開示すべきである。

エ 警電番号について

本件対象文書10には、別表1のとおり、警電番号が記載されており、実施機関は、上記情報を条例第8条第6号に該当するとして不開示としている。

上記情報は、上記(1)ウで検討したとおり、条例第8条第6号柱書に該当し、不開示とすることが妥当である。

オ 処理伺い欄、指示内容欄及び送付欄について

本件対象文書10には、別表1のとおり、処理伺い欄、指示内容欄及び送付欄があり、実施機関は、これら各欄を条例第8条第6号に該当するとして不開示としている。

この点、実施機関は、上記各欄は申出人の意見・要望等に関する情報が記載されており、これを公にすれば、個人と警察の信頼関係を損ねるだけでなく、意見・要望の申出が消極化することとなるなど、広聴業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨主張する。

そこで、当審査会が本件対象文書10を見分したところ、上記各欄には本件対象文書10を関係課に送付することを伺う旨及び送付した年月日が記載されていることが認められた。

そうすると、実施機関が不開示とした部分には、申出人の意見・要望を受けての実施機関の対応についての情報が記載されているにすぎず、申出人の意見・要望に関する情報とは言えないから、これを公にしても、実施機関が主張する、申出人との信頼関係を損ね、意見・要望が消極化することとなるなど、広聴業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、上記情報は、条例第8条第6号に該当せず、開示すべきである。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

4 結論

よって、実施機関が、本件決定で不開示とした情報のうち、別表2の開示すべき情報欄に記載した各情報は、開示すべきである。

実施機関のその余の決定は、妥当である。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成30年 5月10日	諮問書及び実施機関の弁明書の写しの受理
平成30年 5月17日	審査請求人の反論書の写しの受理
平成30年 7月 6日	審査請求人の反論書（補充）の写しの受理
平成31年 2月25日	審議
平成31年 4月22日	審議
令和 元年 5月27日	審議

別表1

対象文書	不開示部分
本件対象文書1及び同2	「派遣期間」及び「派遣人員」
	階級が警部の警察官の「氏名」
	「警電番号」
本件対象文書3	「派遣期間」及び「派遣人員」
	階級が警部補の警察官の「氏名」
	「警電番号」
本件対象文書4	「派遣期間」及び「派遣人員」
	「警電番号」
本件対象文書5及び同6	「警電番号」
本件対象文書7 (電話受理由紙)	確認者として記載されている警察官の「氏名」
	「警電番号」
	「件名の一部」
本件対象文書7 (別紙)	「1 派遣期間」、「2 派遣人数」、「3 任務」、「4 その他」及び「5 注意事項」という項目中に記載された情報の一部
本件対象文書8	「警電番号」
本件対象文書9	決裁欄中の係長以下の警察官の「印影」
	担当者として記載されている警察官の「氏名」

対象文書	不開示部分
	「警電番号」
本件対象文書 10	申出人欄の「住所」、「氏名」、「職業」、「性別」、「年齢」及び「電話番号」を記載する部分
	決裁欄中の係長の警察官の「印影」
	受理者として記載されている警察官の「氏名」
	回答要否欄中の申出人の「回答希望の有無」及び申出内容（要旨）欄中の申出人の「意見・要望」
	「警電番号」
	「処理伺い欄」、「指示内容欄」及び「送付欄」

別表 2

対象文書	開示すべき情報
本件対象文書 1 及び同 2	階級が警部の警察官の「氏名」
本件対象文書 7 (別紙)	「5 注意事項」という項目中に記載された情報の一部
本件対象文書 10	申出人欄の「住所」、「職業」及び「年齢」を記載する部分
	回答要否欄中の申出人の「回答希望の有無」
	「処理伺い欄」、「指示内容欄」及び「送付欄」

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏名	職業等	備考
荘司 久雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
鈴木 牧子	弁護士	部会長職務代理者
湊 弘美	弁護士	

(五十音順)